

Q

水道メーターについて

A

☎ 燕・弥彦総合事務組合水道局 0256-77-9400（代表）

Q. 水道メーターの口径を変更したいのですが、どうすればよいですか？

A. 水道メーターの口径変更は給水装置の改造工事になります。口径変更が可能かどうか、支障はないか等、「指定給水装置工事事業者」に相談してください。

なお、工事費用はお客様の負担となります。

指定給水装置工事事業者はこちらをクリック



Q. 定期的に水道メーターを取り替えるのはなぜですか？
また、取替費用は誰が負担するのですか？

A. 水道メーターは正確な検針ができるよう計量法に定める検定に合格したものを設置しており、この検定の有効期間である8年間のうちに取り替えています。

なお、取替費用は水道局が負担します。



Q. 水道を使っていないのに水道メーターのパイロット（銀色の小さな円盤）が回転していますが、どうしてなのでしょうか？

A. 水道メーターより下流側（建物側）で漏水している可能性があります。

すべての蛇口を完全に閉めても回転しているなら、まずは「指定給水装置工事事業者」に漏水箇所の調査を依頼し、必要により修繕工事を依頼してください。

なお、アパートなどにお住まいの場合は、事前に管理人等へ相談してください。

[指定給水装置工事事業者はこちらをクリック](#)



Q. メーターボックスを車で踏み、壊てしまいました。水道局で取り替えられますか？

A. メーターボックスはお客様の所有物ですので、水道局では取り替えは行いません。燕・弥彦総合事務組合が指定した「指定給水装置工事事業者」へ取り換えを依頼してください。

[指定給水装置工事事業者はこちらをクリック](#)

